

茨城県農林水産部農地局が発注する工事における 現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、茨城県農林水産部農地局が発注する工事において公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 適用範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

3 対象となる現場環境改善費

下記表のとおり。

現場 環境 改善 費	計上項目	実施する内容(率計上分)
	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
	営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化 ④健康関連設備及び厚生施設の充実等
	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等)
	地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

4 積算方法

(1)基本的な考え方

- ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。
- イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の50%を上限とする。
- ウ 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」、見積り等を参考として適切に計上するものとする。

(2)積算方法

- ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K=i \cdot P_i+\alpha$$

ただし、K:現場環境改善費(単位:円、1,000 円未満切り捨て)

i :現場環境改善費率(単位:%、小数第3位四捨五入2位止め)

P_i:対象額(直接工事費「処分費等を除く」+支給品費+官貸額)

α:積上げ計上分(単位:円、1,000 円未満切り捨て)

対象額:P _i		現場環境改善費率:i(%)
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 官貸額	5億円以下の場合	$i=504.2 \cdot P_i^{-0.3533}$
	5億円を超える場合	0.43

- イ 率の計上されるものは、3 対象となる現場環境改善費の実施する内容のうち、原則として各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。

- ウ 積上げ計上分(α)に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。
- エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。
- オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 設計変更について

- ア 条件明示(積上げ計上分)がなされているもので、内容に変更が生じた場合は受発注者間で協議する。
- イ 実施内容の実績数が当初設計にて率に計上した実施内容数に満たない場合、現場環境改善費の全額を設計変更にて減額する。

ウ 熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6 工事成績評定の取り扱いについて

費用を計上した実施内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

7 特別仕様書等への記載について

【別紙】特別仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

附則

この要領は令和7年4月1日以降起工決議する工事から適用する。

附則

この要領は令和7年10月1日以降起工決議する工事から適用する。

別紙
特別仕様書記載例

項目	内容										
第〇条 その他（現場環境改善費）	1 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。 2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。 3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の<u>取組状況が分かる資料（写真添付）を任意様式にて監督員に提出するものとする。</u> 4 費用を計上した実施内容については工事成績評定の対象としない。 5 実施内容が実績として5つに満たない場合、現場環境改善費の全額を設計変更にて減額する。 <table> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr> <tr> <td>仮設備関係</td><td> ①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化 ④健康関連設備及び厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等) </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 </td></tr> </table>	計上項目	実施する内容(率計上分)	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化 ④健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等)	地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容(率計上分)										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ②労働者宿舎の快適化 ③現場休憩所の快適化 ④健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報器等)										
地域連携	①地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板(各工事PR看板含む) ⑥見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑦見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										